

沖縄市中小企業振興基本条例 逐条解説

H23.12.21 現在

(前文)

わたしたちのまちは、沖縄戦による灰燼のなかから立ちあがり、戦後は広大な基地の影響を受けながら、産業の集積とともに市街地が拡大し、中部圏域最大の商業都市として発展してきた。また、一方においては、伝統文化と異文化の融合による国際色豊かな独自の文化とまちを創出してきた。

そのような歴史や文化を背景に、市内事業所の大多数を占める中小企業は、新たな産業を産み出し、就業の機会を増大させ、市民の所得の向上、消費活動の活発化をもたらすなど、地域経済成長の原動力として、本市の発展に大きく貢献してきた。

将来にわたって、本市の持続的な発展を確固たるものにするためには、中小企業が果たす役割と重要性を再認識し、中小企業が発展する環境を整え、さらなる地域経済の活性化を実現する必要がある。

そのことにより、雇用の場の確保や市税の増収等が図られ、福祉や教育などの市民サービスが向上する住みよいまちへの好循環が生み出される。

中小企業の振興は単に地域経済の成長にとどまるものではなく、豊かな市民生活を実現する基盤となるものであるという認識を関係者が共有するとともに、協働により中小企業の振興を図るため、この条例を制定する。

<考え方>

条例は、地方公共団体がその議会の議決を経て定める法令です。そして、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文章が「前文」といわれるものです。前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接法的な効果が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。ここでは、「沖縄市らしさ」を表現しながら、条例の制定の背景や目的などに関する事項として、記述しています。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における中小企業の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本となる事項を定め、市の責務及び中小企業者等の役割を明らかにし、市民の理解と協力を得ながら、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

<考え方>

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現したものです。

ここでは、条例に中小企業の振興に関する事項を規定することにより、中小企業の振興に関する施策を推進し、本市の経済等の発展および市民生活の向上を図ることを目的としています。

なお、この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小企業者等、市民に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げるもの、商工会議所、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び事業を営む個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集積している地域をいう。
- (5) 商店会 商店街にあつて、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

<考え方>

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

ここでは、この条例における「中小企業者」、「中小企業団体」、「大企業者等」、「商店街」、「商店会」の定義について規定しています。

なお、「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

1. 中小企業支援法に規定する中小企業者は以下の表のとおりです。

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば「中小企業者」となります

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額を満た す会社)	従業員基準 (常時使用する従業 員の数を満たす会社 及び個人)
製造業、建設業、運輸業その他の業 種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並び に工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2. 中小企業の組織に関する法律に規定する中小企業団体は以下のとおりです。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| (1) 事業協同組合 | (2) 事業協同小組合 | (3) 火災共済協同組合 |
| (4) 信用協同組合 | (5) 協同組合連合会 | (6) 企業組合 |
| (7) 協業組合 | (8) 商工組合 | (9) 商工組合連合会 |

商店街振興組合法に規定する団体は以下のとおりです。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街振興組合連合会

「これらに準ずる団体で市長が認めるもの」とは、中小企業の振興を目的とする団体を指し、法人格の有無は問わず、任意団体も含まれます。

3. 大企業者とは、中小企業者以外の会社及び事業を営む個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
4. 商店街とは、小売業、飲食業、サービス業等が概ね 20 店舗以上集積している地域をいいます。※商業統計調査を参考にしています。
5. 商店会とは、商店街内にある商店街振興組合法に規定する商店街振興組合等、商店街の振興に寄与することを目的とする団体をいいます。

(基本方針)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が協働して推進することを基本とする。

<考え方>

本条は、中小企業の振興に当たっての、振興施策全体の基本となる理念と前提条件を規定したものです。中小企業者自らの努力を大前提とする一方、国、県その他の関係機関との連携を図りながら、市の地域特性に適した施策を、市、事業者及び市民が協働して施策を推進することとしています。

「その他の関係機関」とは、地方公共団体の他、研究機関、NPOなどを指し、産（産業界）、学（大学等の学術研究機関）、官（市のほか、国、県などの地方公共団体）、民（NPO）などが協力し、連携することにより中小企業の意向も十分に反映しながら、効果的に施策を策定・実施することを本条にて規定しています。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者の人材の育成を図ること。
- (5) 商店街の振興を図ること。
- (6) 観光サービスの発展を図ること。
- (7) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。

<考え方>

第3条の基本方針を実現するための基本的施策を規定しています。(1)から(3)までは、中小企業基本法第5条の基本方針にある標準的な項目を規定しています。

(4)は中小企業者の人材育成を支援する施策を実施していくことを規定しています。

(5)、(6)は、本市の商店街や、観光産業が経済発展に寄与しているという本市の産業特性をより反映させるため、商店街の振興や観光サービスの発展を規定しています。

(7)地域の「強み」である産地の技術・地域の農林水産品・観光資源等の地域資源を利活用し、新商品開発等を行う中小企業の支援及び地産地消による地域経済の活性化を図ります。

※中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律を参考

基本的施策は、市が行う施策としての規定だけではなく、関係者全体の共通認識として位置付けています。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、その重要性を認識した上で、市が担っていく責務について規定します。

条例では、市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者の努力、市民の協力よりも強く義務づけています。

1項では、基本的施策を推進するにあたっては、近年における急速な情報化、国際化、経済・産業構造の変化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の策定など適切な措置を講ずること、また、国、県その他の関係機関との連携・協力して施策を推進することを規定しています。

2項では、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第七条の規定を受け、中小企業の製品の販路拡大や役務の提供範囲の拡大に資するため、予算の適正な執行に留意しつつ市自らが市内中小企業の受注機会の増大に努めます。

(参考)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(昭和四十一年六月三十日法律第九十七号)

最終改正：平成一九年五月二五日法律第五八号

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

(地方公共団体の施策)

第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の充実に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、中小企業者の役割を規定しています。

1項では、事業者が、基本理念に定める創意工夫と自助努力に基づく事業活動を行うことにより経営基盤の強化などに努めることや、従業員の育成、雇用の安定、福利厚生の充実に取り組むことを規定しています。

2項では、中小企業も経済だけでなく社会や環境等にも責任を持つべきであるという趣旨から、「法令遵守」はもとより、「顧客や取引先、地域社会等に対する説明責任」、「環境への配慮」、「従業員の労働安全衛生や人権の確保」、「地域活動やボランティア活動への参加」、「顧客に対する質のよい製品・サービスの提供」等をいいます。中小企業が社会的責任を果たすことで、市民や社会からの信頼を得られ、結果として当該企業の成長発展へもつながっていくものと考えられます。

3項では、中小企業団体は、中小企業者が営む事業の改善発達を図るための活動や、豊かな地域づくりのために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。ここでは、このような活動をおこなっている中小企業団体への加入及び市産品の利活用による地域経済活性化に努めることを規定しています。

※「市産品」とは、市内の事業所において生産、製造又は加工された商品で、当該事業所名の表示により一般消費者に販売される物をいう。(郡上市優良産品認定要綱参考)

(商店街で事業を営む者の役割)

第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

<考え方>

商店街は産業振興のみならず、地域の安全・安心面など地域コミュニティを支えています。この事項では、こうした商店街が持つ多面的な役割を踏まえ、商店会がその活性化や組織力の強化などに努めることや、商店街エリアの事業者(「商店会に加入する資格を有する事業者」)が商店会に加入し、商店街の活性化にともに努めるよう規定しています。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

<考え方>

大企業者は、中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域づくりや、中小企業振興に一定の役割を求めるものです。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業振興策に協力するよう努めるものとする。

<考え方>

中小企業団体は、中小企業の振興や発展を図るため、中小企業を支援していかうとする団体です。それにより、中小企業の設備の近代化、技術の向上・開発、経営の合理化・融合化その他中小企業構造の高度化の指導及び業界の安定を図り中小企業を取り巻く取引環境を改善するなど、中小企業の抱えている様々な諸問題を是正するための役割を担っています。中小企業団体はこういった活動を積極的に取り組むことや、市との連携・協力により中小企業の振興に努めることを規定しています。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

<考え方>

市民にも、中小企業が振興することが結果として市民生活の向上・地域経済の活性化に寄与することを理解していただき、中小企業の健全な発展に協力することを求めるものです。

なお協力するよう努めるものとするとは、一般の市民の皆様に対し、協力することを義務づけるものではなく、あくまで協力を期待するものです。

(中小企業の振興に関する施策の公表)

第11条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする。

<考え方>

毎年、実施した中小企業の主要な振興施策について、市ホームページ等への掲載で公表します。

(意見の反映等)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

<考え方>

効果的な中小企業の振興に関する施策を推進していくためには、市内の中小企業の現状や抱えている課題が何であるか、また課題の解決のための手法としてどのようなことが考えられるかなど、このような中小企業者の「生の声」を集め、地域の実態を把握するとともに施策に反映していく取り組みを講ずることを規定しています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<考え方>

委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な事項を条例以外の規程で定めることができることとする規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

この委任規定に基づき、この条例の理念に基づく具体的な施策については、要綱等で規定することとなります。

附則

この条例は、公布の日より施行する。